

給付奨学金継続手続きについて

※支援区分の見直し等により停止中または他の国費を受給中で給付月額が0円の場合でも
必ず入力してください。

<提出期限>

1月14日（金）まで入力

【入力可能時間】 8：00～25：00

ただし、12月29日（水）～1月3日（月）を除く

◆提出期間内に入力しないと奨学金は「停止」となります。

1. はじめに

奨学金の給付を継続して受けるためには、機構の基準を満たした奨学生として適格性を保ち続ける必要があります。適格であるかどうかは、毎年1回（12月）「奨学金継続願」の提出および学業成績から認定を行います（これを「適格認定」と言います）。

手続きを怠った場合は、奨学金の支給が「停止」しますので、必ず手続きを行って下さい。

2. (登録していない場合)スカラネット・パーソナルの登録 **※登録のみでは、「奨学金継続願」を提出したことにはなりません。**

「奨学金継続願」の提出（入力）は、「スカラネット・パーソナル」を利用して行います。スカラネット・パーソナルが未登録の人は、登録を行ってください。ID・パスワードは忘れないように必ずメモしてください。

【スカラネット・パーソナル】

※QRコードが読み込めない場合は、URLをご利用ください。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

パソコン・スマートフォン・タブレット端末等からログインできます。



3. 「奨学金継続願」の提出(入力)対象者

2021年10月末現在の 奨学金振込状況	スカラネット・パーソナル 「奨学金継続願」提出対象者
2021年10月以前の採用者	○
2021年11月以降の採用者	対象外
辞退希望者*	○

*辞退希望者は本紙P.3を確認して手続きしてください。

4. 「奨学金継続願」の提出(入力)の手順

下記手順に従い、必ず提出期限までに手続きしてください。

※ID・パスワードを忘れた場合、ログイン画面の問い合わせボタンから確認してください。

①給付額通知の確認

スカラネット・パーソナルにログインし、「奨学金継続願提出」→「給付額通知」を選択すると給付額通知の内容を確認できます。不明な点は学生課まで申し出てください。

(令和3年10月末時点の情報です。届出の時期によって未反映の場合があります。)

②「奨学金継続願」提出(入力)

「給付額通知」を確認した後に、「奨学金継続願」の提出(入力)をしてください。

<注意事項>

- ・入力中、一つの画面で30分以上経過した場合タイムアウトします。
あらかじめ入力準備用紙へ記入してから入力してください。
- ・**貸与奨学金を併用している場合は、それぞれの入力が必要です。**
それぞれの奨学生番号で「奨学金継続願」を提出(入力)してください。
- ・送信後の変更はできません。十分注意して送信してください。訂正箇所があった場合、学生課まで申し出てください。
- ・入力終了後に表示される受付番号は必ず控えてください。

5. 認定区分

適格認定により認定区分は以下の通りとなります。

※日本学生支援機構 「給付奨学金継続願」の提出手続きについて P.4 参照

認定区分	適格基準	給付奨学金の取扱い
継続	「廃止」、「警告」以外の者	・支給は継続します。
警告	次の1~3のいずれかに該当するとき 1.修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること。 2.GPA等(本学の場合、平均成績)が学科における下位1/4の範囲に属すること。 3.履修科目の授業への出席率が8割以下であり、学修意欲が低い状況にあるとみとめられること	・支給は継続します。 ただし大学を通じて「処置通知」が交付されます。 ※学業成績が回復しない場合、「廃止」となります。
廃止	次の1~4のいずれかに該当するとき 1.修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2.修得した単位数の合計が標準単位数の5割以下であること 3.履修科目の授業への出席率が5割以下であり、学修意欲が低い状況にあるとみとめられること 4.「警告」の区分に2年連続で該当すること	・支給を取り止めます。 (給付奨学生の資格を失います) ・大学を通じて「処置通知」が交付されます。

6. 奨学金の辞退を希望する場合

奨学金の辞退を希望する場合には、「奨学金継続願」の入力時に「給付奨学金の継続を希望しません」を選択すると、4月から「辞退」となります。なお、2・3月分から辞退したい場合は、学生課へ速やかに申し出てください。

7. その他

- ・2022年4月分奨学金交付日は、4月21日（木）の予定です。
ただし、学業成績等が著しく不良であると認められた場合、4月以降「廃止」となります。
- ・廃止または警告に該当した場合、4月21日（木）以降に「処置通知」を配付します。
なお、廃止となった場合、受給済みの給付奨学金の返還が必要となる場合があります。

8. 問い合わせ先

学生課 奨学金担当（小松島キャンパス 中央棟1階 事務局）

TEL：022-727-0160 E-mail：shogakukin@tohoku-mpu.ac.jp